

議案第41号

大阪市下水道条例及び大阪市公共下水道及び都市下水路の構造及び維持管理に関する  
技術上の基準を定める条例の一部を改正する条例案

(大阪市下水道条例の一部改正)

第1条 大阪市下水道条例(昭和35年大阪市条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第10条の3 公共下水道からの放流水(公共下水道が法第6条第5号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水。以下この条、次条及び第10条の5において同じ。)の水質を法第8条の技術上の基準に適合させることを著しく困難にするおそれのある次の各号に定める基準に適合しない汚水(水洗便所から排除されるもの及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して公共下水道に排除する者は、除害施設を設け、又は必要な措置を採らなければならない。</p> <p>[(1)~(7) 略]</p> <p>[2~5 略]</p>	<p>第10条の3 公共下水道からの放流水(公共下水道が法第6条第4号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水。以下この条、次条及び第10条の5において同じ。)の水質を法第8条の技術上の基準に適合させることを著しく困難にするおそれのある次の各号に定める基準に適合しない汚水(水洗便所から排除されるもの及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して公共下水道に排除する者は、除害施設を設け、又は必要な措置を採らなければならない。</p> <p>[(1)~(7) 同左]</p> <p>[2~5 同左]</p>
<p>備考 表中の[ ]の記載は注記である。</p>	

(大阪市公共下水道及び都市下水路の構造及び維持管理に関する技術上の基準を定める条例の一部改正)

第2条 大阪市公共下水道及び都市下水路の構造及び維持管理に関する技術上の基準を定める条例(平成25年大阪市条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる

規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(都市下水路の構造の基準)</p> <p>第6条 都市下水路の構造の技術上の基準は、<u>令第17条の13</u>において準用する令第5条の8及び第5条の9（第6号に係る部分を除く。）並びに下水道法施行令の一部を改正する政令（平成15年政令第435号）附則第2条第1項（都市下水路に係る部分に限る。）及び下水道法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第327号）附則第2条第1項（都市下水路に係る部分に限る。）に定めるところによる。</p>	<p>(都市下水路の構造の基準)</p> <p>第6条 都市下水路の構造の技術上の基準は、<u>令第17条の10</u>において準用する令第5条の8及び第5条の9（第6号に係る部分を除く。）並びに下水道法施行令の一部を改正する政令（平成15年政令第435号）附則第2条第1項（都市下水路に係る部分に限る。）及び下水道法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第327号）附則第2条第1項（都市下水路に係る部分に限る。）に定めるところによる。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年2月10日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

下水道法等の一部改正に伴い、規定を整備するため、大阪市下水道条例及び大阪市公共下水道及び都市下水路の構造及び維持管理に関する技術上の基準を定める条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。